

地域密着型金融への取り組み

中小企業並びに地域社会の繁栄に奉仕することを基本理念とし役職員一丸となって地域密着型金融に取り組んでおります。今後とも、中小企業小規模事業者の方がお持ちの様々な経営課題にきめ細やかに対応できる態勢を整備していく方針です。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組み状況

- 企業間のビジネスマッチングチャンスを提供するため、『広島県内4信用金庫合同ビジネスフェア』を毎年開催しております。お客様の商品PRや販路・仕入先の拡大、経営相談などの場としてご活用いただいております。
- 広島県内4信用金庫合同で、中小製造業の課題となっている現場改善を解決する手段として、生産システムの効率化と保全活動を全体的に行う仕組みを構築する「全員参加型生産保全活動（TPM）」の推奨を行っております。
- お取引先企業の問題解決を図るための「経営改善計画」の策定について、現状や財務諸表を分析し、アドバイスを行っております。さらに、その改善計画の進捗状況の確認と分析を通じて、企業の再生支援に積極的に取り組んでおります。
- 地域企業の新規事業について、企業先のニーズに応じた最適な金融サービス等の提供により創業・新事業支援の取り組みを行っております。
- 創業補助金（地域需要創造型等起業・創業促進事業）に関する相談や支援を強化するため、庄原商工会議所・三次商工会議所・備北商工会・三次広域商工会・東城町商工会との間で創業補助金に係る覚書を締結しております。
- 事業承継の推進を図るため、広島県事業承継ネットワーク事務局と連携し、希望の企業先に事業承継診断や事業承継計画書の策定を行い、専門家の派遣等しております。
- 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口を開設し、企業先へ個別案件の状況に応じて全力をあげて支援に取り組んでいます。

事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法

- 定量的及び定性的要因を反映した信用格付けに基づく審査や債務者の実態と将来の見通しを踏まえた取り組みを行っております。
- 地方創生を意識したコンサルティング機能の発揮や担保・保証に過度に依存せず事業性評価に基づいた適切なリスクテイクを行う取り組みを継続的にしております。
- 活力ある有力事業者に対して円滑に資金を供給するため、地域活性化支援融資の取り扱いを行っております。
- 地域の次世代を担う「若手経営者の会（みどりしんきん SBC）」を組織し、異業種交流や体験発表研修会及び企業視察を積極的に行うとともに、経営支援を図るための担保・保証人に依存しない融資商品「SBC スーパーファイナンス」の取り扱いを行っております。
- 研修等による知識の習得により企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材を育成する取り組みを行っております。目利き力向上のため全国信用金庫協会等が主催する外部研修講座へ3名派遣しました。その他外部研修8講座へ15名派遣しました。また、お取引先の職場へ職員を派遣し異業種体験型研修を行いました。

「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み

- 「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しております。
- 経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務内容等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。
- 令和元年度において、新規に無保証での実行件数は22件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は3.12%、保証契約を解除した先は13件でした。
- 保証債務整理については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った「経営保証に関するガイドライン」に基づく申し出はありませんでした。

金融円滑化に対する取り組み

- 地域金融円滑化のための基本方針
地域の中小企業及び個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与する事が最も重要な社会的使命の一つと位置づけ、以下の方針に基づき地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでおります。
【取組方針】
地域の中小企業及び個人のお客様への安定した資金供給は事業地域が限定された協同組織金融機関である当金庫にとって最も重要な社会的使命であり、お客様の資金需要や貸付条件の変更等のお申し込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向け真摯に取り組めます。
【他の金融機関との緊密な連携】
複数の金融機関から借入れを行っているお客様からの貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得た上で、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めております。

》 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

- 地域社会の一員として豊かで活力のある地域社会の実現を願い、金融サービスの提供にとどまらず、地域行事やボランティア活動等広く地域活動に積極的に参加しております。
- お客様満足度の向上を重視した経営態勢を確立するため、本来の金融サービスはもちろん、お客様の日常生活に役立つ非金融サービスである「なんでも相談」専用ダイヤル設置等を行い様々な相談にお応えしております。
- 県立広島大学と地域経済活性化への貢献を目的にお互いの人材や情報を活用する連携・協力協定を締結しております。
- 広島県と「がん検診推進に関する協定書」の締結を行い、引き続き今年度もがん検診受診率向上の取り組みを支援するため「がん検診応援定期預金ふせがんと」の取り扱いを行いました。
- 当金庫で年金を受給されている方を対象に、見守り活動を兼ねた現金の引き出しや支払などの手続きができない方に向けて「高齢者安心サポートサービス」を開始しました。

》 地域活性化への取り組み

- 庄原市との包括連携協定について
住民が安心して、希望を持って生活できる街づくりに向け、包括連携協定に基づき様々な取り組みを行っております。
- (1) 協定の目的
庄原市内における地域活力の増進、産業の振興及び市民サービスの向上を図ることを目的として、協働モデルを構築する。
- (2) 包括連携に関する協定の対象分野

①地域経済の活性化に関すること	④健康増進に関すること	⑦教育文化の振興に関すること
②地域産業の振興に関すること	⑤高齢者及び障害者の支援に関すること	⑧災害時の支援に関すること
③観光交流の推進に関すること	⑥子育て支援に関すること	⑨その他双方が合意した事項

 包括連携協定に基づき、「災害時における避難所施設利用に関する覚書」を締結し、本店を指定緊急避難場所としております。災害時に避難された方への対応は当金庫職員が行います。
- 三次市との文化・観光まちづくりに関する連携協定について
三次市域における文化・観光まちづくりによる経済の活性化、地域間交流の促進や文化の創造を相互の連携により推進するため連携協定を締結しております。
- (1) 協定の目的
三次市域における文化・観光まちづくりの推進に連携して取り組むことにより観光関連産業の振興や地域の活性化に寄与する。
- (2) 連携事項

①三次市域における文化・観光まちづくりによる経済の活性化
②三次市域における文化・観光まちづくりによる地域間交流の促進と文化の創造
③その他両機関が協議し必要と認める連携

》 環境への取り組み（CSR）

- 環境問題への取り組みが企業の社会的責任であることを認識し、役職員全員で環境保全活動に取り組んでおります。
- 【省エネルギー対策に係る取り組み】
 - ・クールビズを実施（5月～10月）しております。営業室・オフィスの冷房設定温度を28℃とするとともに、ノー上着、ノーネクタイを励行し、CO₂の削減に取り組んでおります。
 - ・電気、ガス、水道、コピー用紙、ガソリン等の無駄な使用の削減に努めております。

》 休眠預金等のお取り扱いについて

平成30年1月から施行された「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）に基づき、お客様からお預かりしている10年以上お取引引きがない預金等（平成21年1月1日以降のお取引引きから10年以上、その後のお取引引きのない預金等。）につきましては、平成31年以降毎年一定の期日に、預金保険機構へ納付させていただきます。

納付された預金等は、内閣総理大臣が指定する指定活用団体にて、①子ども及び若者の支援に係る活動、②日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動、③地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動に活用されることとなります。

なお、預金保険機構へ納付の対象となる残高1万円以上の預金につきましては、お客様へお知らせを郵送いたします。お知らせがお手もとに届きましたら、預金保険機構への納付対象とはなりません。

また、休眠預金等活用法にも基づき、預金保険機構に納付された預金等につきましては、お客様の申出により払い戻しをさせていただきますこととしております。